

## 徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第36号

### 第1 審査会の結論

徳島県議会議長の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

令和5年9月5日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県議会（以下「実施機関」という。）に対し、「県条例（個人情報開示決定期間）変更した関係書類及び議会で可決した広報含む（議会事務局）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

令和5年9月6日、実施機関は、本件請求に対して「保有個人情報の開示決定等の期限に係る条例改正の事案がないため、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

令和5年9月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

#### 4 諮問

令和5年12月21日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為

#### 2 審査請求の理由

県の担当課が各課に対して1ヶ月と定めていると説明しているのに議会とふれあい室が各課に1ヶ月と説明しているのでは何かあると思える書類を出せ。

### 第4 実施機関の説明要旨

本件請求において、審査請求人が公開を求めている公文書とは、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）で定められていた保有個人情報の開示決定期限を変更した関係書類及び議会で可決した広報を含む公文書と解される。

令和5年4月1日より個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が地方公共団体に拡大適用されることに伴い、旧条例は廃止され、保有個人情報開示決定期限については、法で定められた期限に基づき処理されている。

なお、地方議会に対しては法の適用がないため、徳島県議会における個人情報の取扱いに関しては、徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年徳島県条例第56号。以下「新条例」という。）を新たに制定し対応しているが、新条例は、議会事務局職員が作成・取得した個人情報を対象として本県議会独自に制定したものであり、旧条例と新条例に連続性はない。

このため、保有個人情報の開示決定等の期限に係る条例改正の事実は存在せず、本件請求に係る公文書を保有していないため、条例12条第3号の規定により開示請求拒否決定を行ったものである。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年12月21日	諮問
令和6年1月16日 第2部会（第7回）	審議
令和6年2月15日 第2部会（第8回）	審議

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 当該公文書について

本件請求について、実施機関は、これを徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）で定められていた保有個人情報の開示決定期限を変更した関係書類及び議会で可決した広報を含む公文書と特定した。

実施機関は当該公文書について、保有個人情報の開示決定等の期限に係る条例改正の事案がないため、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であると主張している。

これに対して審査請求人は、県の担当課が各課に対して1ヶ月と定めていると説明しているのに議会とふれあい室が各課に1ヶ月と説明しているのでは何かあると思える書類を出せと主張している。

以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

## 2 当該公文書の保有の有無について

旧条例について確認したところ、開示決定等の期限を定める第21条は一度も改正されておらず、令和5年4月1日に個人情報の保護に関する法律が地方公共団体に適用されることに伴い、廃止となった。ただし、地方議会に対しては法の適用がない（法第2条第11項第2号）ため、新条例を新たに制定し、事務を行っている。

実施機関は弁明書にて、新条例は、議会事務局職員が作成・取得した個人情報を対象として本県議会独自に制定したものであり、旧条例と新条例に連続性はなく、条例改正の事実が存在しないと主張している。

旧条例は、実施機関を徳島県議会と限定して制定されたものではなく、徳島県議会を含め、知事や教育委員会、選挙管理委員会等、15の行政機関を対象として制定されたものである。この度、旧条例が廃止となり、議員提案により実施機関を徳島県議会に限定して新条例を制定していることから、実施機関の連続性がないとの説明に不合理な点は認められない。

以上を踏まえると、当該公文書を保有していないとする実施機関の主張に特に不合理な点は認められない。

## 3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
榊本 久実	税理士	